

＼ 公的年金等を受給されている方へ ＼ 所得税・住民税 申告の注意点

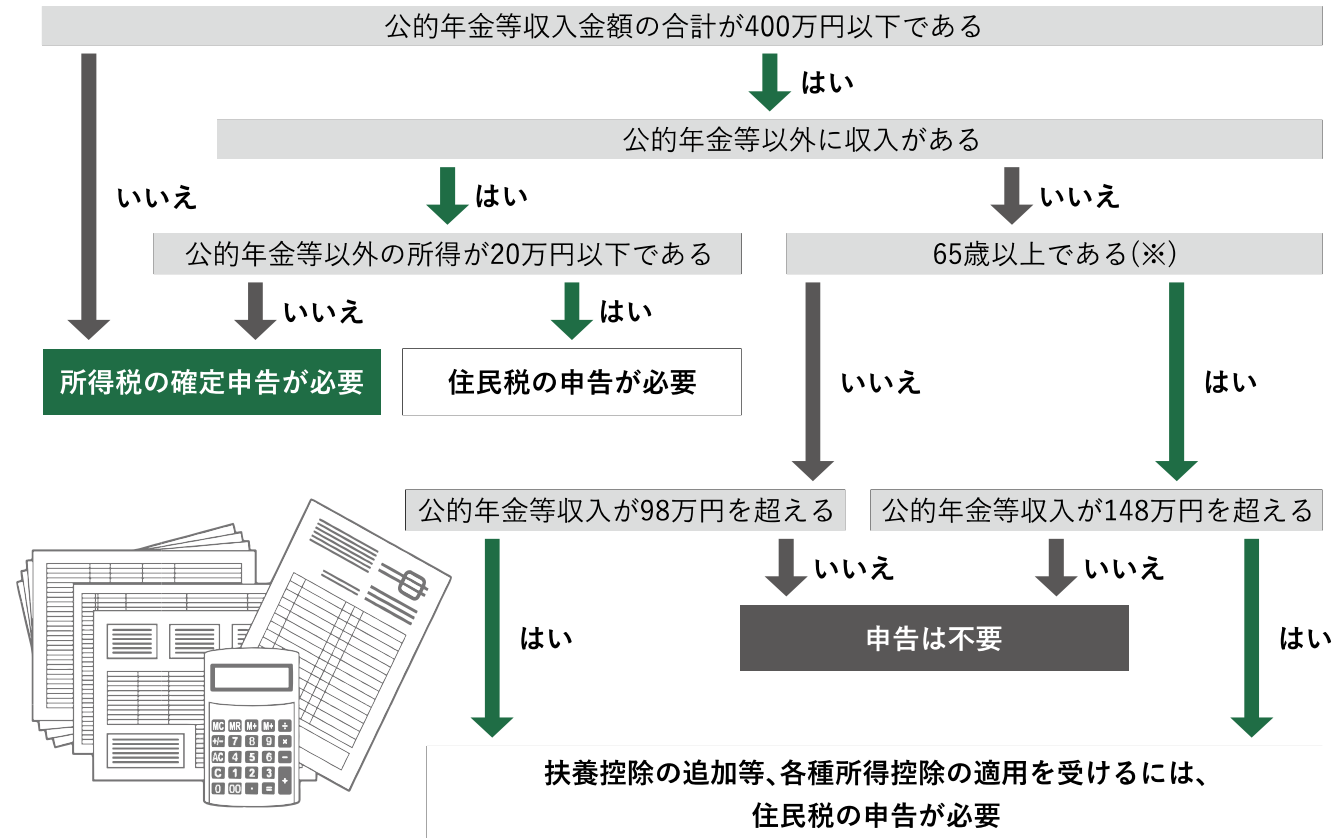
公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等以外の所得も20万円以下の方は、所得税の確定申告は不要です。ただし、住民税の申告が必要な場合がありますので、下記の注意点を確認してください。

注 意 点

- 公的年金等以外の所得があり、その所得金額が20万円以下であっても、住民税の申告が必要です。（公的年金等所得とそれ以外の所得の合計額が38万円以下の場合を除く。）
 - 各種所得控除(※)で、所得税の還付を希望される場合は、所得税の確定申告が必要です。
 - 源泉徴収票に含まれていない各種所得控除(※)の適用を受けるには、申告期間(2月16日(水)～3月15日(火))に、住民税の申告が必要です。
- (※)配偶者控除、扶養控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、生命保険料控除、地震保険料控除、医療費控除、寄附金控除等

住民税の申告をしなければ、所得控除が適用されず、住民税の税額が増えることがあります。下記のフローチャートを参考にしてください。

◎フローチャート



令和3年分 所得税・住民税 申告 受付期間

2月16日(水)～3月15日(火) ※土曜日、日曜日、祝日を除く。

9時～15時30分 ※12時～13時を除く。

【延長受付】 2月22日(火)、3月8日(火) 17時30分～19時

【休日受付】 2月27日(日) 9時～12時

場所 加東市役所2階 201会議室

☎ 総務財政部税務課(庁舎1階) 担当:宮崎奈都子 ☎43-0396

無収入の方の住民税の申告を受け付けます

令和3年1月1日から12月31日までの収入について、下記の「申告が必要な方」に該当する方に限り、住民税の申告を受け付けます。

申告が必要な方 国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入されている方、および令和4年度所得課税証明書が必要な方のうち、下記の㉠、㉡のいずれかに該当する方

㉠収入がなかった方

非課税所得(※)のみの方

(※)遺族年金、障害年金、雇用保険による失業等給付等

受付期間 1月11日(火)～2月15日(火) ※土曜日、日曜日、祝日を除く。

時間 8時30分～17時15分

場所 加東市役所1階 税務課

必要書類 ㉠マイナンバーが確認できる書類 ㉡マイナンバーカード、個人番号通知書

公的機関発行の本人確認ができる書類 ㉡運転免許証、身体障害者手帳、在留カード

※マイナンバーカード1枚で㉠、㉡の両方を兼ねることができます。

※代理人が申告する場合は、申告者本人の㉠、㉡の両方の写しが必要です。

非課税所得を除き、収入がある方の申告は、受け付けできません。

※収入がある方の申告相談の詳細は、広報かとう2月号でお知らせします。

☎ 総務財政部税務課(庁舎1階) 担当:宮崎奈都子 ☎43-0396

『令和3年分 公的年金等の源泉徴収票』が届きます

令和3年1月1日から12月31日までに、老齢、または退職により受け取られた厚生年金保険、国民年金等の金額や、源泉徴収された所得税額等をお知らせする「令和3年分 公的年金等の源泉徴収票」が、1月下旬に日本年金機構から届きます。

この源泉徴収票は、所得税の確定申告や住民税の申告書を作成する際に必要です。大切に保管してください。

■所得税の確定申告や住民税の申告が必要な方は、忘れずに申告してください。

■源泉徴収票を紛失した場合は、再交付ができますので、ねんきんダイヤルにお問い合わせください。

■遺族年金や障害年金は非課税所得のため、源泉徴収票は送られてきません。

☎ ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165(ナビダイヤル)

※番号が050から始まる電話でかける場合 ☎03-6700-1165

社税務署からのお知らせ

確定申告会場を開設し、申告書作成の支援、および申告相談に応じます。

開設期間 2月16日(水)～3月15日(火)
※土曜日、日曜日、祝日を除く。

受付時間 9時～16時

場所 社税務署

注 意 点

■会場への入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券の配付状況に応じて、早めに相談受付を終了する場合があります。

■来署される際はマスクの着用をお願いします。マスクを着用されていない場合は、入場をお断りすることがあります。

■筆記用具や計算器具をご持参ください。

☎ 社税務署 ☎42-0223